報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例の一部を改正する条例 (別紙)

理 由

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年4月1日に施行されることに伴い、固定資産税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例について地方自治 法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成25年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第26号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例(昭和29年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第123条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第54条第5項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産 税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前 の例による。
- 3 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律 第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該 耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に

係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における改正後の附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。